

奈良県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
すずらん薬局高田店	大和高田市磯野北町六番五号	平成二十五年七月三十一日
すずらん薬局五條店	五條市野原西五〇一〇一七	平成二十五年七月三十一日
エール訪問看護リハビリテーション	磯城郡田原本町千代三七三〇一	平成二十五年七月三十一日